

鹿屋市支援会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、複雑化・複合化した課題を抱える者に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6の規定に基づき、鹿屋市支援会議（以下「支援会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複雑化・複合化した課題を抱える者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 複雑化・複合化した課題を抱える者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 支援会議に会長を置く。

- 2 会長は、保健福祉部福祉政策課長をもって充てる
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 支援会議の会議（以下単に「会議」という。）は、議事の内容に応じ、会長が構成員を選定して招集する。

- 2 会長は、会議において、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 3 議事の内容及びその資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、

支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関名	
市長の権限及び教育 委員会に属する課	保健福祉部福祉政策課
	保健福祉部子育て支援課
	保健福祉部こども家庭課
	保健福祉部健康増進課
	教育委員会学校教育課
	その他会長が必要と認める課
その他の団体	鹿屋市社会福祉協議会
	鹿屋市地域包括支援センター
	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
	その他会長が必要と認める機関又は団体